

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカの
最終事業年度に係る計算書類等の内容
(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

マックスバリュ西日本株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maxvalu.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社マルナカ

事業報告

〔2017年3月1日から〕
〔2018年2月28日まで〕

計算書類

〔2017年3月1日から〕
〔2018年2月28日まで〕

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

事 業 報 告

(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費については、実質賃金の伸び悩み、保険料等の負担増加などにより力強さや勢いが無い景気回復への実感の乏しい「低温景気」が続きました。また、海外の経済情勢や金融・資本市場の変動などの懸念は払拭されず、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社が事業展開をしております四国淡路エリアの小売業界におきましても、同業他社の出店に加え、ドラッグストア・ディスカウントストア及びコンビニエンスストアの出店の加速による価格競争の一層の激化、労働需要の逼迫による人件費関連コストの増加、さらに、日々の買物での生活防衛意識の高まりから低価格志向が継続しており、業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社は中期3ヶ年計画において「四国・淡路エリアでベストローカルとして地域No.1であり続ける」というビジョンと、「地域のお客さまの声を聴き期待に応え続ける。」「地域No.1の生鮮力で一番おいしい旬の商品をお届けする。」「地域のコミュニティの場となり『豊かな暮らし』を提供し続ける。」というミッションを掲げ課題解決に取り組んでまいりました。

売上荒利面では、

- ① 地域社会行事・旬を切り口にした52週マーチャндаイジング（以下 MD）の推進
- ② 生鮮食品のデリカ化を視点としたデリカ改革
- ③ 買上客層拡大のための容量分化による“個”への対応を徹底させた夕食需要の取込み
- ④ 旬と鮮度と味にこだわった商品開発
- ⑤ グループインフラを強みに変えるための関係会社改革

の5項目の重点施策による売上荒利改善に取り組みました。

商品においては、在庫の徹底削減を取組む柱に、①衣料・住余商品の在庫回転日数の改善②売れ筋商品の拡大（死に筋商品の排除）③生鮮の棚卸バックルーム在庫ゼロ化④包材・トレー・資材在庫の適正化と維持に取り組みました。

店舗運営においては、店長自らが「店の価値を上げる」ために、①当たり前のことを当たり前前にできる店へ変えていく②自ら考え行動する組織集団の醸成③働き方を変える（働き甲斐や

生きがい創れる会社) ④パート従業員の戦力化・職務拡大による夕刻への作業シフトの4項目に取り組み、本部はそのために徹底的にバックアップする体制としました。

販促・サービス面における取組としては、WAONカード施策の継続に加え、地域のお客さまが「コミュニティーの場」「待ち合わせの場」「くつろぎの場」として気軽にご利用いただけるスペースとして「休憩処(マルカフェ)」の展開を推進してまいりました。

店舗開発については、高松市内に2年ぶりの出店となる松福店と屋島店を開店しました。屋島店は当社初の24時間営業の店舗となります。当期の新規開店舗数は2店舗であります。改装につきましては、店舗年齢の若返り、商圈の変化に対応した品揃え、ゾーニングの見直し、買い回り易さの向上、を目的として、徳島店をはじめ11店舗の改装を実施しました。

これらの結果、当事業年度の営業成績は、営業収益(売上高及びその他の営業収入)1,818億73百万円(前年度同期比100.4%、7億40百万円の増加)と前年同期を上回る結果となりました。一方、販売費及び一般管理費が将来を見据えたパート給与制度改訂・採用難による時給単価アップ、新規出店と戦略的な店舗改装や販促強化・水道光熱費の高止まりなどにより436億5百万円(同104.7%、19億43百万円の増加)と前年同期を上回ったため、営業利益は27億7百万円(同67.5%、13億4百万円の減少)、経常利益は、30億2百万円(同72.6%、11億32百万円の減少)となりました。当期純利益は、マドンカード返金のための引当の時効到来などの特別利益を4億46百万円計上しましたが、減損損失などの特別損失を18億51百万円計上したことにより、9億25百万円(同64.3%、5億13百万円の減少)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資等の総額は約34億71百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

| | |
|---------|---------|
| 土地等の増加 | 約79百万円 |
| 松福店の新設 | 約306百万円 |
| 新屋島店の新設 | 約299百万円 |
| 仏生山店の改装 | 約188百万円 |
| 通町店の改装 | 約135百万円 |
| 郡家店の改装 | 約205百万円 |
| 徳島店の改装 | 約419百万円 |
| 久保田店の改装 | 約192百万円 |
| 三木店の改装 | 約74百万円 |
| 香西店の改装 | 約17百万円 |
| 鴨島店の改装 | 約186百万円 |
| 須崎店の改装 | 約114百万円 |
| 柿原店の改装 | 約293百万円 |
| 一宮店の改装 | 約173百万円 |

当期中に完成（開店日）した店舗

| | |
|-----------------|-----------------|
| 香川県～仏生山店 | 改装（2017年3月30日） |
| 通町店 | 改装（2017年4月8日） |
| 郡家店 | 改装（2017年4月20日） |
| 三木店 | 改装（2017年7月2日） |
| 香西店 | 改装（2017年7月28日） |
| 松福店 | 新設（2017年10月27日） |
| 新屋島店 | 新設（2017年12月9日） |
| 徳島県 徳島店 | 改装（2017年6月10日） |
| 鴨島店 | 改装（2017年9月15日） |
| 柿原店 | 改装（2017年11月3日） |
| 愛媛県～久保田店 | 改装（2017年6月28日） |
| 高知県～須崎店 | 改装（2017年10月20日） |
| 一宮店 | 改装（2017年11月29日） |
| 当期中に閉鎖（閉店日）した店舗 | |
| 香川県～松島店 | 閉店（2018年2月28日） |

(3) 資金調達の状況

当期中における上記の必要資金は、銀行借入金及び自己資金により賄いました。

(4) 営業収益の内訳

営業収益の内訳

| 区 分 | | 金 額 | 構 成 比 |
|-----------------------|---------|---------|-------|
| 商 品 売 上 高 | 衣 料 | 6,511 | 3.6 |
| | 住 居 余 暇 | 13,918 | 7.6 |
| | 食 品 | 157,906 | 86.8 |
| | そ の 他 | 301 | 0.2 |
| | 小 計 | 178,634 | 98.2 |
| そ の 他 の 営 業 収 入 | | 3,239 | 1.8 |
| 合 計 | | 181,873 | 100.0 |

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 64 期 2014年3月1日から 2015年2月28日まで | 第 65 期 2015年3月1日から 2016年2月29日まで | 第 66 期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで | 第67期(当期) 2017年3月1日から 2018年2月28日まで |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 営 業 収 益 (百 万 円) | 173,960 | 178,887 | 181,132 | 181,873 |
| 経 常 利 益 (百 万 円) | 1,995 | 4,167 | 4,135 | 3,002 |
| 当 期 純 利 益 (百 万 円) | △269 | 380 | 1,438 | 925 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | △1,936円81銭 | 2,737円89銭 | 10,354円02銭 | 6,657円74銭 |
| 総 資 産 (百 万 円) | 115,804 | 110,326 | 105,503 | 102,959 |
| 純 資 産 (百 万 円) | 39,815 | 40,643 | 41,596 | 42,622 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 | 286,483円88銭 | 292,445円23銭 | 299,303円97銭 | 306,684円61銭 |

(6) 会社に対処すべき課題

当社は、「四国・淡路エリアでベストローカルとして地域No.1であり続ける」を中期経営計画の経営ビジョンに掲げ、営業利益率5%の実現を中期の目標としております。この中期経営計画の達成に向け、次の4つの課題に重点的に取り組んでおります。

① MD改革

- ・直営荒利益率26.0%の達成に向け、デリカ改革を推進することでデリカ部門の売上構成比12%を実現する
- ・物流・インフラ整備（プロセスセンター稼働）による店舗作業効率化、物流コスト削減及び、こだわり商品での差別化を図る
- ・ヘルス&ウエルネス+ハピネスの取組み強化
- ・関係子会社との協働とノウハウの共有（マルナカの強みの更なる深耕）

② オペレーション改革

- ・マイストア委員会の体内化と水平展開（ボトムアップ志向への意識改革）
- ・お客さまの支持率向上に向けた「小商圈高占拠率型店舗」の創出
- ・地物、地元の味をエリア別店舗別に強化
- ・夕刻（夕食）需要取り込みのためのオペレーション体制への変更

③ マネジメント改革

- ・新たな人事・評価制度の確立
- ・イオングループのシナジーを活用した教育機会の更なる増加
- ・女性従業員の活躍の場の拡大とダイバーシティへの取組みの深耕
- ・働き方改革とワークライフバランスの深耕
- ・次代を担う経営幹部の早期育成

④ 成長戦略

- ・新規出店、店舗改装投資による店舗年齢の引き下げ
- ・高齢化社会に対応（コミュニティの場）した新たなサービスの展開
- ・高齢化社会への地域インフラ機能としての取組みを強化
- ・地域活性化の取組みへの参加協力（国、行政、NPO法人との連携強化）

以上の課題について、来期もスピードをもって実行してまいります。
今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 事業等のリスク

① 需要動向におけるリスク

近年の個人消費の落ち込み、需要低迷に伴う価格競争の激化など、小売業の業績が悪化する要因が増えています。今後、個人消費の回復が見込まれない場合、当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

② 競争環境の激変によるリスク

四国内における競争環境は、ここ数年で激変しており、今後もコンビニエンスストア・ドラッグストアを中心に新店攻勢が続くと予想されております。今後、競争環境の激変に的確に対処できなかった場合には、当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

③ 食品表示・食品の安全性及び、酒たばこの未成年者への販売におけるリスク

当社は、生鮮食品等の部門においてインスタ製造を実施しており、製造・販売者の責任として、さまざまな食品表示や衛生管理の履行が必要となっております。また、ご来店いただくお客さまには未成年者も含まれており、酒・たばこの販売においては年齢確認等のチェック・注意喚起が必須となっております。これらに対して当社では、社内教育の実施、チェック体制の徹底をはかる等の対策を実施しておりますが、予期せぬ事件・事故等が発生した場合には、社会的な信用の低下、販売機会の逸失を招くことにより当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

④ 自然災害・事故等におけるリスク

当社は、四国・淡路地区にて店舗による事業展開を行っています。このため、同地区での大地震や台風等の自然災害発生に対して事業継続（BCP）体制を構築する等の対応策は講じておりますが、予期せぬ事故等により、店舗・施設に物理的損害が生じ、当社の販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合、さらに人的被害があった場合、当社の業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 個人情報の管理におけるリスク

当社は、個人情報保護の重要性を認識しております。また、地域の皆さまから提供された情報を正しく安全に管理し、確かな信頼関係を築き上げるため、個人情報保護方針を策定して関連規程を作成、運用しております。しかしながら、万一コンプライアンス違反による、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が発生した場合、当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 減損会計の適用におけるリスク

当社は、新規開店する店舗や既存店舗等の資産を保有しております。競争の激化や予期せぬ商圈の変化等により収益性が悪化し回復が見込まれない場合、若しくは保有している土地

等の時価が著しく下落した場合、当該資産において減損会計を適用する可能性があります。
この場合、当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 資金調達のリスク

当社は、これまでに新規に店舗を出店する資金を自己資金及び借入金で賄ってまいりました。当社は、今後も新規出店網を拡充する計画ですが、それに伴い金融機関からの借入金を調達する可能性があります。しかしながら、急速な国内景気の後退により、当社が望む条件で適時に資金調達ができない可能性もあり、この場合、当社の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権の被所有者割合 | 主な事業内容 |
|---------|----------------|------------|--------|
| イオン株式会社 | 百万円 220,007 | % 100.0 | 純粋持株会社 |

i、当該取引をするに当り当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社に対してコーポレート負担金・ブランドロイヤリティ契約に基づく負担金を支払っております。当該取引をするに当っては契約の必要性及び負担金算定の計算根拠の整合性等に留意し合理的な判断に基づき、適正に決定しております。

ii、当該取引が当該会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会・経営会議等の社内審議機関等において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|-----------|-----------|------------|--------------|
| 株式会社大洋水産 | 百万円 50 | % 100.0 | 水産物の加工、卸売 |
| 株式会社オリックス | 20 | 100.0 | 冷凍設備等の工事設計施工 |
| 株式会社味彩工房 | 10 | 100.0 | 惣菜の製造加工、販売 |
| 株式会社松浦唐立軒 | 35 | 71.4 | 菓子の卸売 |

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社4社の当期売上高合計は187億12百万円、当期純利益合計は3億88百万円であります。当該4社については、2018年2月期の確定決算の数値によっております。なお、2017年12月1日付けでグループ事業再編の一環として、当社100%子会社であった株式会社天仁製茶を、当社を合併存続会社とする吸収合併をしております。当該処理により合併差益として、特別利益に29百万円計上しております。

(9) 主要な事業内容

当社は、生鮮食品、一般食品と日用雑貨等の生活関連用品及び衣料品の小売業を主要業務とし、これに附帯する店舗賃貸等を営んでおります。

(10) 経営上の重要な契約等

当社は、イオングループ各社とイオンブランド（トップバリュ）をはじめとする商品の一部供給、物流・クレジット業務の委託、不動産賃貸取引等の取引を行っております。取引にかかる重要な契約は以下のとおりであります。当該取引をするに当っては取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

① 親会社であるイオン株式会社との契約関係

| 相手方の名称 | 契約内容 | 契約期間 |
|---------|------------------------|-----------------------------|
| イオン株式会社 | コーポレート負担金・ブランドロイヤリティ契約 | 2017年3月1日から 2018年2月28日まで |

② その他の契約関係

| 相手方の名称 | 契約内容 | 契約期間 |
|---------------|----------------------------|---|
| イオンリテール株式会社 | グループ販促拠出金契約 | 2017年3月1日から 2018年2月28日まで |
| イオンアイビス株式会社 | 情報システム利用等に関する契約 | イオングループとしての業務提携・協力関係が存続する限り継続 |
| イオンアイビス株式会社 | 共同事務処理契約 | 2017年3月1日から 2018年2月28日まで (1年自動更新) |
| イオントップバリュ株式会社 | PB（プライベートブランド）商品供給協力に関する契約 | 2017年2月21日から 2018年2月20日まで (1年自動更新) |
| イオンタウン株式会社 | 定期建物賃貸借契約 | (イオンタウン宇多津) 2015年10月21日から 2035年10月20日まで |

上記のイオングループ各社との当該取引においても、親会社との取引と同様に、多面的な議論を経たうえで、実施の可否を決定しております。

(11) 主要な事業所および店舗

① 当社の主要な事業所の状況

| | |
|-----------|---------------------|
| 本社 | 香川県高松市円座町1001番地 |
| 惣菜加工センター | 香川県高松市木太町5030番地 1 |
| 加工センター | 香川県高松市瀬戸内町43番17号 |
| 宇多津物流センター | 香川県綾歌郡宇多津町浜 3 番丁29 |
| 酒類配送センター | 香川県高松市朝日町 6 丁目 4 番地 |
| 四国チルドDC | 香川県坂出市番の州町18番地 2 |
| イオン松山XD | 愛媛県松山市北梅本町66 |

② 店舗 143店舗

| 地 域 | 店 舗 名 | | | | | | 店舗数 |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|----------|--|-----|
| 香川県 | 田 町 店 | 通 町 店 | 広 場 店 | 木 太 店 | 仏 生 山 店 | | 65店 |
| | 新 宮 脇 店 | 三 木 店 | 香 西 店 | 善 通 寺 店 | 琴 平 店 | | |
| | 円 座 店 | 水 田 店 | 志 度 店 | 丸 亀 店 | 観 音 寺 店 | | |
| | 春 日 店 | 川 島 店 | 豊 浜 店 | 三 本 松 店 | 大 野 店 | | |
| | 伏 石 店 | 綾 南 店 | 引 田 店 | 高 瀬 店 | 滝 宮 店 | | |
| | 屋島西町店 | 新 土 庄 店 | マール牟礼店 | 大 野 原 店 | 浅 野 店 | | |
| | 白 鳥 店 | 山 本 店 | 大 内 店 | 宇 多 津 店 | 八 幡 店 | | |
| | 内 海 店 | 新 田 店 | 栗 熊 店 | 寒 川 店 | 坂 出 店 | | |
| | 飯 山 店 | 津 田 店 | 土 器 店 | まんのう店 | 檀 紙 店 | | |
| | 鬼 無 店 | 郷 東 店 | 八 栗 店 | 栗 林 南 店 | 長 尾 店 | | |
| | 郡 家 店 | 国 分 寺 店 | SC宇多津店 | 柞 田 店 | サンポート店 | | |
| | 豊 中 店 | P C 丸 亀 店 | P C 屋 島 店 | P C レインボー店 | P C 善通寺店 | | |
| | ザ・マイケル川東店 | 林 店 | イオンタウン宇多津店 | 松 福 店 | 新 屋 島 店 | | |

| 地 域 | 店 舗 名 | | | | | 店舗数 |
|-----|--|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 徳島県 | 脇町店 北島店 昭和店 市場店 徳島空港店 藍住店 | 鳴門店 成長店 三加茂店 柿原店 国府店 | 貞光店 大寺店 山川店 美馬店 P C 鳴門店 | 鴨島店 石井店 吉野店 阿南店 二軒屋店 | 大松店 矢三店 小松島店 徳島店 P C 鴨島店 | 26店 |
| 高知県 | 安芸店 佐川店 旭店 四万十店 | 土佐店 百石店 野市店 仁井田店 | 一宮店 久礼店 中村一条店 長浜店 | 南国店 赤岡店 高須店 須崎店 | 神田店 奈半利店 土佐山田店 | 19店 |
| 愛媛県 | 高岡店 東予店 大洲店 和泉店 伊予店 東石井店 | 清住店 松前店 土居田店 西条店 美沢店 | 立花店 土居店 三島店 今治松本店 川之江店 | 久保田店 今治駅前店 今治桜井店 宇和島店 平井店 | 北条店 中央通り店 新居浜本店 小坂店 氷見店 | 26店 |
| 兵庫県 | 南あわじ店 淡路一宮店 | 東浦店 洲本内膳店 | 洲本店 | 物部店 | 三原店 | 7店 |

S C : スーパーセンターの略

P C : パワーシティの略

(12) 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------|---------|-------------|---------|-------------|
| 男 性 | 1,821名 | 18名 | 42.11歳 | 15.80年 |
| 女 性 | 855 | △8 | 38.64 | 13.48 |
| 合計又は平均 | 2,676 | 10 | 41.01 | 15.06 |

(注) 上記の他に、イオンリテール(株)より7名(前年同期9名)・ダイエー(株)より33名(前年同期5名)の出向を受入れております。また、パートタイマーの期中平均人数は、7,286名(実人数)であります。

(13) 主な借入先及び借入額

(単位：百万円)

| 借 入 先 | 借 入 残 高 | 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|---------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行 | 3,275 | 株 式 会 社 徳 島 銀 行 | 1,500 |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行 | 3,170 | 株 式 会 社 高 知 銀 行 | 1,275 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 3,024 | 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 1,270 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 2,750 | 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 750 |
| 株 式 会 社 香 川 銀 行 | 2,650 | 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 500 |
| 株 式 会 社 四 国 銀 行 | 2,565 | 農 林 中 央 金 庫 | 325 |
| 株 式 会 社 愛 媛 銀 行 | 2,275 | 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 231 |
| 株 式 会 社 新 生 銀 行 | 2,250 | そ の 他 | 1,280 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 信 託 銀 行 | 2,200 | | |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,875 | 合 計 | 33,165 |

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行済株式の総数 200,000株（うち自己株式61,021株）
② 株主数 1名
③ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------|--------------|-------------|
| イオン株式会社 | 株 138,979 | % 100.00 |
| 合計 | 138,979 | 100.00 |

(注) 持株比率については、自己株式（61,021株）を控除して算出しております。

- ④ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|---------|----------------------------------|
| 代表取締役社長 | 平 尾 健 一 | 営業本部長 ㈱山陽マルナカ取締役 |
| 常務取締役 | 渡 辺 哲 久 | 商品本部長 |
| 常務取締役 | 天 廣 俊 彦 | 管理本部長 |
| 常務取締役 | 原 田 隆 夫 | 財務経理部長 |
| 取 締 役 | 川 田 直 樹 | 管理副本部長 (企業倫理、人事教育、総務、働き方改革担当) |
| 取 締 役 | 草 野 光 司 | 開発本部長 |
| 取締役相談役 | 中 山 明 憲 | イオン㈱ 四国代表 |
| 取締役会長(非常勤) | 加 栗 章 男 | マックスバリュ西日本㈱代表取締役社長 |
| 取締役(非常勤) | 辻 雅 信 | イオンリテール㈱専務執行役員 東北カンパニー支社長 |
| 常勤監査役 | 山 路 泰 之 | ㈱山陽マルナカ監査役(非常勤) |
| 監査役(非常勤) | 久 家 基 裕 | ㈱山陽マルナカ常勤監査役 |
| 監査役(非常勤) | 河 本 昌 彦 | イオン㈱財務部 ㈱山陽マルナカ監査役(非常勤) |

(注) 1 監査役山路泰之、久家基裕は社外監査役であります。

2 当期中の取締役及び監査役の異動

監査役就任 河 本 昌 彦 (2017年5月26日就任)

監査役退任 戸 端 正 樹 (2017年5月26日辞任)

3 当期中の取締役職務委嘱の変更

2018年2月1日付

代表取締役社長 平 尾 健 一 旧委嘱 なし

新委嘱 営業本部長

取締役 川 田 直 樹 旧委嘱 営業本部長

新委嘱 管理副本部長(企業倫理、人事教育、総務、働き方改革担当)

なお、2018年2月23日開催の取締役会において、常務取締役原田隆夫の職務委嘱を財務経理部長から、管理副本部長(内部統制、財務経理、渉外担当)へ変更する決議をいたしております。職務委嘱の変更は2018年3月1日付であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-----|-------------|
| 取 締 役 | 7名 | 93百万円 |
| 監 査 役 | 2名 | 12百万円 |
| 合 計 | 9名 | 106百万円 |

- (注) 1. 1992年6月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10百万円（取締役7名に対し9百万円、監査役1名に対し0百万円）を含んでおります。
3. 当事業年度における役員業績報酬引当金の繰入は、行っておりません。
4. 当事業年度に支給した前事業年度の役員業績報酬27百万円は、上記の報酬等の総額に含まれておりません。
5. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役3名です。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額 36百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由
当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条1項の同意を行っております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の付議議案とすることといたします。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって定めた監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

4. 会社の体制及び方針に関する事項

2015年5月1日施行の会社法の改正及び、これに伴う会社法施行規則の改正を受け、当社の内部統制基本方針について、2018年2月23日開催の取締役会において下記の概要のとおり決議しております。

4-1. 決議の内容

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの企業理念及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役及び使用人が法令及び定款並びに社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 前項の徹底を図るため、総務部を主管部署とし全社横断的にコンプライアンス体制の整備及び問題の把握に努めるとともに同部門を中心に定期的に教育研修を実施し、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (3) 内部監査部門は、コンプライアンス関連部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。
- (4) 当社グループにおいて不正行為等があった場合は、「内部通報窓口（マルナカ110番）」または、イオン内部通報窓口（イオン110番）に直接報告できる体制を整える。
- (5) 当社グループは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 次の文書（電磁的媒体を含む）は、文書規程に定めるところに従い適切に管理し、関連資料とともに保存する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録、経営会議議事録
 - ・代表取締役の特命により設置した委員会等議事録
 - ・取締役を最終決裁者とする稟議書、契約書
 - ・税務署、その他官公庁や、証券取引所などに提出した書類の写し
 - ・その他「文書規程」に定める文書
- (2) 取締役及び監査役は、前項の文書を閲覧することができる。
- (3) 第一項の文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り「文書規程」による。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する基本的な事項を定めた「リスクマネジメント規程」により体制を構築する。
- (2) 大規模災害を想定した「事業継続基本計画書（BCP）」の実行性を高めるための訓練を継続的に実施する。
- (3) 内部統制担当取締役指揮下に「内部統制委員会」を設置し、月1回開催することでリスクを総合的に管理しコンプライアンス体制を恒常的に構築する。
- (4) 不測の事態が発生した時は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等専門家を交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 常勤取締役及び主な部課長職で構成される経営会議を定期的開催し、業務執行に係る個別経営課題を実務的な観点から協議し決定する。また取締役会については、月1回開催し、経営会議において協議した重要な議題、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。なお、経営会議、取締役会は、定期開催以外に必要な応じ適宜開催できる。
- (2) 経営会議、取締役会の決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じ職務責任権限規程に基づく効率的な業務遂行体制を整備する。
- (3) 業務執行取締役は、自己の職務の執行の状況について3か月に1回取締役会に報告する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、子会社に対しては、定期的に経営計画及び業務執行状況について審議するとともに本部関連部門が業務指導を行いグループ経営の効率の向上を図る。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、関係会社経営会議を定期的に開催し、業務執行に係る個別経営課題を実務的な観点から協議し決定する。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「イオン行動規範」を当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。また、「内部通報窓口（マルナカ110番）」または、イオン内部通報窓口（イオン110番）に直接報告できる体制を指導する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役は、その職務を補助する組織を経営監査室とし、監査役は経営監査室所属の職員に対し監査に必要な事項を命令することができる。

7. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役より監査に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、経営監査室長等の指揮命令を受けない。
- (2) 同職員の適切な業務の遂行のため、人事考課、人事異動等は監査役の同意を得たうえで決定し取締役からの独立性を確保する。

8. 前条の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より監査に必要な命令を受けた職員は、監査役の指示に従い誠実にその職責を果たす。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

9-1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項等について速やかに報告する。

- 9-2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (1) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項等について、速やかに報告する。
10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 前条の報告をした者が、当該報告をしたことをもって人事考課、人事異動等で不利な取扱いを受けない体制を整備する。
11. 当社の監査役の、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
12. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- (1) 監査役と代表取締役及び監査法人との定期的な意見交換の場を設定する。
- (2) 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) マルナカ110番やイオン110番などの内部通報制度を整備し、報告窓口担当部署は取締役会及び監査役に通報内容を報告する。
- (4) 監査役は、経営監査室から定期的に報告を受け、日常的に連携を図る。
13. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的手続きを定め、また定期的に見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行う。
- (2) 財務報告の誤謬、虚偽記載のリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行う。
14. 内部統制基本方針の開示
- (1) 決議された内部統制基本方針は、その内容の概要及びその運用状況の概要を事業報告に記載する。

4-2. 内部統制システムの日々の運用の概要

- (1) 当該システムの日々の運用については、運用状況の報告と課題解決に向けた方針を決定することを目的として「内部統制委員会」を年間12回計画し計画どおり実施しております。
- (2) 「内部統制委員会」で決議された実施事項は、その後の進捗状況および運用状況の概要について実施部署の責任者が当該会議にて報告をするとともに、議事録にて記録を残す運用を行っております。
- (3) 内部通報者に対する不利益防止のための体制として、「イオン行動規範110番」を利用する旨を定めており、従業員に対しては社内報「ベスト！！マルナカ」において内部窓口の電話番号・FAX番号・Eメールアドレス、社外窓口の電話番号を告知しております。当該窓口は内部窓口を「イオン110番」に設置するとともに、通報者の情報は厳に管理されるよう秘密保持のための配慮等がなされていることを確認しております。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|----------|--------------|-----------|
| 流動資産 | (18,474) | 流動負債 | (35,609) |
| 現金及び預金 | 2,054 | 買掛金 | 10,570 |
| 売掛金 | 238 | 短期借入金 | 2,500 |
| 商品 | 8,343 | 1年内返済予定長期借入金 | 11,859 |
| 未収入金 | 6,824 | 未払金 | 2,064 |
| 繰延税金資産 | 421 | 未払費用 | 1,100 |
| その他 | 590 | 未払法人税等 | 179 |
| 固定資産 | (84,484) | 未払消費税等 | 249 |
| 有形固定資産 | 72,329 | 前受金 | 829 |
| 建物 | 21,523 | 預り金 | 5,167 |
| 構築物 | 1,701 | 賞与引当金 | 725 |
| 機械装置 | 806 | 閉店損失引当金 | 0 |
| 車両運搬具 | 4 | 設備未払金 | 138 |
| 器具備品 | 2,104 | その他 | 224 |
| 土地 | 46,134 | 固定負債 | (24,727) |
| 建設仮勘定 | 53 | 長期借入金 | 17,526 |
| 無形固定資産 | 54 | 関係会社長期借入金 | 1,280 |
| ソフトウェア | 3 | 預り保証金 | 864 |
| その他 | 50 | 退職給付引当金 | 3,113 |
| 投資その他の資産 | 12,101 | 役員退職慰労引当金 | 66 |
| 投資有価証券 | 4,114 | 資産除去債務 | 1,867 |
| 関係会社株式 | 165 | その他 | 8 |
| 出資金 | 12 | 負債合計 | 60,336 |
| 関係会社長期貸付金 | 610 | 純資産の部 | |
| 長期前払費用 | 593 | 株主資本 | (40,969) |
| 差入保証金 | 2,879 | 資本金 | (100) |
| 繰延税金資産 | 4,084 | 資本剰余金 | (690) |
| その他 | 154 | 資本準備金 | 690 |
| 貸倒引当金 | △511 | 利益剰余金 | (57,039) |
| 資産合計 | 102,959 | 利益準備金 | 25 |
| | | その他利益剰余金 | 57,014 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 621 |
| | | 別途積立金 | 47,420 |
| | | 繰越利益剰余金 | 8,973 |
| | | 自己株式 | (△16,860) |
| | | 評価・換算差額等 | (1,652) |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,652 |
| | | 純資産合計 | 42,622 |
| | | 負債・純資産合計 | 102,959 |

損益計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 178,634 |
| 売上原価 | | 135,560 |
| 売上総利益 | | 43,074 |
| その他の営業収入 | | 3,239 |
| 営業総利益 | | 46,313 |
| 販売費及び一般管理費 | | 43,605 |
| 営業利益 | | 2,707 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 206 | |
| 保険金収入 | 132 | |
| 雑収入 | 136 | 475 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 135 | |
| 為替差損 | 11 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 6 | |
| 雑損 | 27 | 180 |
| 経常利益 | | 3,002 |
| 特別利益 | | |
| プリペイドカード失効益 | 375 | |
| その他 | 71 | 446 |
| 特別損失 | | |
| 減損 | 1,836 | |
| その他 | 15 | 1,851 |
| 税引前当期純利益 | | 1,597 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 897 |
| 法人税等調整額 | | △224 |
| 当期純利益 | | 925 |

株主資本等変動計算書

(2017年3月1日から
2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 | 評価・換算 差額等 その他有価 証券評価 差額金 | 純 資 産 計 算 |
|-----------------------------|---------|-------|-----------|----------------------|--------------|-----------|-------------|--------|------------|--|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 金 | 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| | | 資 本 金 | 利 益 剰 余 金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 100 | 690 | 25 | 623 | 47,420 | 8,046 | △16,860 | 40,044 | 1,552 | 41,596 | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | △1 | | 1 | | － | | － | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 925 | | 925 | | 925 | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） | | | | | | | | － | 100 | 100 | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | － | － | － | △1 | － | 927 | － | 925 | 100 | 1,025 | |
| 当 期 末 残 高 | 100 | 690 | 25 | 621 | 47,420 | 8,973 | △16,860 | 40,969 | 1,652 | 42,622 | |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|--|
| (1) 生鮮食品以外の商品 | 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用し、収益性の低下に基づく簿価切下げを反映する方法） |
| (2) 生鮮食品 | 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

4. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 有形固定資産 | 経済的耐用年数に基づく定額法 |
| 各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。 | |
| ・ 建 物 | |
| (営業店舗) | 20年 |
| (建物附属設備) | 3年～18年 |
| ・ 構 造 | 3年～20年 |
| ・ 器具備品 | 2年～20年 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法 |

5. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (3) 役員業績報酬引当金 | 役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (4) 閉店損失引当金 | 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| (6) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 |

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 68,320百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く。） | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 266百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 0百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,264百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 11百万円 |

3. 担保に供している資産

| | | |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 4,198百万円 |
| 土 | 地 | 6,943百万円 |
| | 計 | 11,142百万円 |

上記物件は、短期借入金1,000百万円、長期借入金875百万円（1年内返済予定長期借入金を含む。）の担保に供しております。

4. 保証債務額

他社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

| | |
|------------|--------|
| 株式会社山陽マルナカ | 133百万円 |
|------------|--------|

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 337百万円 |
| 仕入高 | 11,603百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,892百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 166百万円 |

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 | 所 | 用途（件数） | 種 | 類 | 減 | 損 | 損 | 失 | | | | | | | | | |
|---|---|--------|---|---|------|---|---|------|---|---|---|---|-------|-----|---|-----|-----|
| 香 | 川 | 県 | 店 | 舗 | (17) | 土 | 地 | 及 | び | 建 | 物 | 等 | 953 | 百万円 | | | |
| 徳 | 島 | 県 | 店 | 舗 | (3) | 土 | 地 | 及 | び | 建 | 物 | 等 | 29 | 百万円 | | | |
| 高 | 知 | 県 | 店 | 舗 | (7) | 土 | 地 | 及 | び | 建 | 物 | 等 | 139 | 百万円 | | | |
| 愛 | 媛 | 県 | 店 | 舗 | (3) | 土 | 地 | 及 | び | 建 | 物 | 等 | 212 | 百万円 | | | |
| 香 | 川 | 県 | 他 | 遊 | 休 | 資 | 産 | (14) | 土 | 地 | 及 | び | 建 | 物 | 等 | 500 | 百万円 |
| 合 | 計 | (44) | | | | | | | | | | | 1,836 | 百万円 | | | |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸資産等については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,836百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該減損損失の測定に使用した回収可能価額のうち、正味売却価額は固定資産税評価額に基づいた時価から算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを4.5%で割引いて算定しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 200,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 61,021株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

| | |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税等 | 46百万円 |
| 賞与引当金 | 250 |
| 有形固定資産 | 8,046 |
| 資産除去債務 | 699 |
| 退職給付引当金 | 1,068 |
| その他の | 319 |
| 繰延税金資産小計 | 10,430 |
| 評価性引当額 | △4,338 |
| 繰延税金資産合計 | 6,092 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 862百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 324 |
| 資産除去費用 | 172 |
| 合併土地含み益 | 226 |
| 繰延税金負債合計 | 1,586 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,506 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 34.5% |
| (調整) | |
| 税額控除 | △3.8% |
| 住民税均等割等 | 1.3% |
| 合併による影響額 | △1.5% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.6% |
| 評価性引当額 | 14.9% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.1% |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額(*1) | 時 価 (*1) | 差 額 |
|----------------|--------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 2,054 | 2,054 | — |
| (2) 未収入金 | 6,824 | 6,824 | — |
| (3) 投資有価証券 | 4,105 | 4,105 | — |
| (4) 差入保証金 | 2,962 | 2,944 | 17 |
| (5) 買掛金 | (10,570) | (10,570) | — |
| (6) 未払金 | (2,064) | (2,064) | — |
| (7) 設備未払金 | (138) | (138) | — |
| (8) 預り金 | (5,167) | (5,167) | — |
| (9) 短期借入金 | (2,500) | (2,500) | — |
| (10) 長期借入金(*2) | (30,665) | (30,600) | 65 |

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)長期借入金は、1年内返済予定長期借入金と関係会社長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格及び取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(5) 買掛金・(6) 未払金・(7) 設備未払金・(8) 預り金・(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 非上場株式（貸借対照表計上額9百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3 関係会社株式（165百万円）、関係会社長期貸付金（610百万円）及び保証債務（133百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、香川県その他の地域において、賃貸用の建物（土地含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額 | 時価 |
|-----------|-----------|
| 21,183百万円 | 14,447百万円 |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注) |
|---------|---------------|----------------|-----------------|----------|----------------------|------|----------------------|
| 親会社の子会社 | イオンクレジットサービス㈱ | なし | クレジット及び電子マネーの取引 | クレジット売上 | 12,419 | 未収入金 | 488 |
| | | | | 電子マネー売上 | 88,751 | 未収入金 | 4,586 |
| | | | | 電子マネー預り金 | 86,710 | 預り金 | 4,537 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注) 4 | 科目 | 期末残高 (百万円) (注) 4 |
|---|----------------|----------------|-----------|------------------|------------------------|---------|------------------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 南巴里商事 (注) 1 | なし | 不動産の賃貸借 | 土地建物の賃借 (注) 3 | 163 | 流動資産その他 | 14 |
| | | | | | | 差入保証金 | 85 |
| 親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | 井内衡機㈱ (注) 2 | なし | 不動産の賃貸借 | 土地の賃借 (注) 3 | 28 | 流動資産その他 | 5 |
| | | | | | | 差入保証金 | 25 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 当社役員中山明憲の父親である中山芳彦氏が議決権の100%を直接保有しております。

2 親会社の役員岡田元也の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

3 土地・建物の賃借料は、近隣の取引実勢等を勘案し交渉により決定しております。

4 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 306,684円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6,657円74銭 |

(その他の注記)

(退職給付関係)

(1) 退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,929百万円 |
| 勤務費用 | 237 |
| 利息費用 | 26 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 0 |
| 合併による増加 | 0 |
| 退職給付の支払額 | △142 |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,053 |

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-------------|-------|
| 退職給付債務の期末残高 | 3,053 |
| 未認識数理計算上の差異 | 60 |
| 退職給付引当金 | 3,113 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|----------------|-----|
| 勤務費用 | 237 |
| 利息費用 | 26 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △5 |
| 退職給付費用 | 258 |

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|----------------|--------------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| 割引率 | 0.9% |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 発生翌事業年度より10年 |

(資産除去債務関係)

(1) 資産除去債務の概要

主として、土地等の賃貸借契約等に伴う原状回復に係る費用であります。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から定期借地権の契約期間終了までと見積り、それぞれの使用見込期間に対応した割引率として国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|----|---|-----|
| 期 | 首 | 残 | 高 | 1,488百万円 | | | | | | | | |
| 取 | 得 | に | 伴 | う | 増 | 加 | 2 | | | | | |
| 時 | の | 経 | 過 | に | よ | る | 調 | 整 | 額 | 19 | | |
| 見 | 積 | り | の | 変 | 更 | に | よ | る | 増 | 減 | 額 | 527 |
| 期 | 末 | 残 | 高 | 2,038 | | | | | | | | |

(4) 当該資産除去債務の見積りの変更

当会計年度において、当社の土地等の賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の解体費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

この見積りの変更による増加額527百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

独立監査人の監査報告書

2018年4月11日

株式会社マルナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 美馬 和 実 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 中田 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルナカの2017年3月1日から2018年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私たち監査役は、第67期監査方針に基づき、次のとおり監査を行いました。

常勤監査役山路泰之は、取締役及び内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関して、2017年3月25日（改定）の取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

非常勤監査役久家基裕及び河本昌彦は、取締役及び内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会に出席し、必要に応じて議案に関して質問し、意見を述べました。また、取締役会前に監査役全員及び内部監査担当が参加する監査役ミーティングを実施し、常勤監査役から重要会議の内容の報告及び監査の状況の報告を受け、また内部監査担当から内部統制の整備・運用の状況について報告を受け、意見交換を行うとともに、その他必要に応じて情報交換等を行い、連携に努めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役(会)の判断及びその理由について、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月14日

株式会社マルナカ

| | | |
|--------------|------|---|
| <u>常勤監査役</u> | 山路泰之 | ㊟ |
| <u>監査役</u> | 久家基裕 | ㊟ |
| <u>監査役</u> | 河本昌彦 | ㊟ |

以上

株式会社山陽マルナカ

事業報告

〔2017年3月1日から〕
〔2018年2月28日まで〕

計算書類

〔2017年3月1日から〕
〔2018年2月28日まで〕

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

事 業 報 告

(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経済環境は、賃金・雇用環境の改善等により引き続き緩やかな景気回復基調にあると考えられるものの、実質所得の伸び悩みや生活物価の上昇傾向により、消費者の購買意欲については、依然として不安定な状況が継続いたしました。

スーパーマーケットにおきましても、天候不順により生鮮品相場や仕入の不安定な状況が続いたほか、消費者の節約志向や低価格志向は依然として強く、業種、業態を超えた企業間競争のさらなる激化等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は当事業年度から始まる新たな中期3ヶ年計画を策定し、「地域からも、お客さまからも、お取引先さまからも、従業員からも『だから山陽マルナカ』と言われる会社へ」を中期ビジョンに掲げ、「確実な成長と2020年度以降に飛躍するための基盤づくり」を中期の方向性とし、「3つのSMの実現」に取り組んでまいりました。

Strong Merchandise (強い店舗) といたしましては、営業面では、従業員の声を反映させた店舗運営及び収益構造の改革に取り組みました。新設店舗としては、10月に老松店（岡山県倉敷市）をスクラップアンドビルドにより再出店いたしました。店舗活性化も推進し、大型改装としては、3月に広畑店（兵庫県姫路市）、6月に備前店（岡山県備前市）、7月に美作店（岡山県美作市）、11月に泉大津店（大阪府泉大津市）の4店舗を実施したほか、適宜小規模改装も実施いたしました。また、白島店（広島市中区）において、当日宅配・御用聞きサービスを実験導入し、お客さまの利便性向上にも努めました。

商品面では、52週MDを推進し、圧倒的に強いカテゴリー（単品）の構築と部門の壁を越えた「コト」売場の実現に取り組みました。また、創業30周年企画を軸として、「地域密着」「健康志向」及び「品質・鮮度・おいしさ」をコンセプトとした商品開発を推進いたしました。そのほか、郡店（岡山市南区）に水産加工センターを新設し、小型店を中心に、店内加工より価値が高い水産アウトパック商品の供給を開始いたしました。

Strong Management (強い管理力) といたしましては、採用の強化と働き方改革に取り組みました。また、スピード感のある営業組織とするため、営業本部下に3統括運営部を設置し、営業本部長の権限の一部を統括運営部長に移譲するとともに、店舗を商圈エリア別の8運営部に再編いたしました。

Strong Mate (強い仲間) といたしましては、ダイバーシティ経営を推進し、女性活用の環境づくり、ワークライフバランスの推進及び従業員満足の向上に取り組みました。9月には、従業員が働きやすい環境整備の一環で、築港店(岡山市南区)2階に、シーアール物流株式会社が運営する企業内保育園「ちるりら保育園」を開園しました。

これらの施策とあわせて、当事業年度は、創業30周年を記念した各種企画に取り組みました。販売促進においては、スマホアプリやソーシャルメディアの活用、デジタルサイネージの設置拡大等に加え、30周年記念特別番組「さんまるオッケイ！」のテレビ放映等、新たな情報発信に取り組みました。また、活力ある職場づくりの形成及びお客さま満足に向けた取り組みとして、「いきいき職場づくりミーティング」を多店舗に水平展開し、社内コミュニケーションの強化に努めました。そのほか、環境・社会貢献活動にも積極的に取り組みました。環境保全活動といたしましては、各店・事業所において毎月11日に実施している地域清掃活動「クリーン&グリーン活動」を継続実施したほか、7月には岡山市中区で行われた24時間テレビボランティア「旭川クリーンプロジェクト2017」に参加いたしました。社会貢献活動といたしましては、創業30周年を記念して新たに障がい者スポーツ支援活動に取り組んだほか、福島県双葉郡浪江町の復興支援活動等に取り組みました。また、認知症サポーターの取得を推進し、当社における認知症サポーター養成講座の受講者は、当事業年度末において343名となりました。

これらの取り組みの結果、当事業年度の当社における業績は、

| | |
|-------|----------------------|
| 営業収益 | 124,565百万円(前期比2.4%増) |
| 営業利益 | 2,798百万円(前期比13.3%増) |
| 経常利益 | 2,667百万円(前期比17.6%増) |
| 当期純利益 | 1,127百万円(前期比0.2%増) |

となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

店舗の新設や改装等における設備投資額は18億84百万円となりました。これらの設備投資に必要な資金は、自己資金及び借入金で充当しています。

(3) 財産及び損益の状況

| | 第 62 期 2015年 2 月期 | 第 63 期 2016年 2 月期 | 第 64 期 2017年 2 月期 | 第 65 期 2018年 2 月期 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 営 業 収 益 (百 万 円) | 114,683 | 119,832 | 121,623 | 124,565 |
| 経 常 利 益 (百 万 円) | 1,394 | 2,058 | 2,266 | 2,667 |
| 当 期 純 利 益 (百 万 円) | 447 | 1,145 | 1,124 | 1,127 |
| 1 株 当 り 当 期 純 利 益 (円) | 24,723.48 | 63,289.57 | 62,102.08 | 62,280.98 |
| 総 資 産 (百 万 円) | 82,552 | 76,285 | 75,132 | 73,770 |
| 純 資 産 (百 万 円) | 7,624 | 8,886 | 9,941 | 11,088 |
| 1 株 当 り 純 資 産 額 (円) | 421,242 | 490,972 | 549,234 | 612,651 |

(4) 会社が対処すべき課題

次事業年度におきましては、海外経済の不確実性や地政学リスクの影響に対する懸念等から、引き続き先行き不透明な状況が続く、個人消費は依然として本格的な回復には至らないものと予想されます。

このような状況下、当社は中期3ヶ年計画の達成に向け、引き続き「3つのSMの実現」に取り組んでまいります。

Strong Mate (強い仲間) といたしましては、ダイバーシティ推進の取り組みとして、女性管理職の登用及び外国人労働者の活用検討を進めてまいります。また、働き方改革を強化し、ワークライフバランスの推進、従業員満足の向上及び労働力不足への対応に取り組んでまいります。

Strong Merchandise (強い店舗) といたしましては、生鮮・デリカの再強化を図るべく、商品企画本部を新たに設置し、産地開拓・商品企画の強化に取り組んでまいります。加えてPC機能の拡大及び店舗規模別でのMDの明確化、新POS導入をはじめとするシステム改革に取り組んでまいります。また、当事業年度で取り組んだ創業30周年記念企画を引き継ぎ、次事業年度においては「いいこといいもの30周年プラス1」をスローガンに、新たな企画を展開してまいります。

Strong Management (強い管理力) といたしましては、既存店活性化と商品マッサージを推進し、個店マネジメント力の強化、「コト」の提案による集客力アップ及び西日本一の接客を目指し、管理職のマネジメント力向上に努めてまいります。

これらの施策を実行し、より一層の成長に向け、引き続き「全員経営」で邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2018年2月28日現在）

当社は、食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売販売及びテナントに対する不動産賃貸業等を行っています。

(6) 主要な営業所及び配送センター（2018年2月28日現在）

- ① 本社 岡山市南区
- ② 店舗 76店舗
 - 岡山県 新倉敷店 外53店舗
 - 兵庫県 西宮店 外6店舗
 - 大阪府 住之江店 外10店舗
 - 広島県 可部店 外2店舗
 - 奈良県 富雄南店

(注) 1. 当事業年度中に新設した店舗
老松店（岡山県倉敷市）

2. 当事業年度中に閉店した店舗
旧老松店（岡山県倉敷市）

- ③ 配送センター 4か所
 - 岡山県 岡山市南区
 - 大阪府 大阪市西淀川区
 - 京都府 京都府乙訓郡
 - 広島県 広島県廿日市市

(7) 使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,275名 | 41名増 | 38歳6ヶ月 | 12年1ヶ月 |

(注) 1. 上記使用人数には、パートタイマーの期中平均人員4,289名（1日8時間換算、月間160時間換算）は含まれていません。

2. 使用人数については、受入出向者40名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|--------|
| 中国銀行 | 7,075 |
| 三井住友銀行 | 6,200 |
| 新生銀行 | 4,185 |
| 三井住友信託銀行他17行 | 27,399 |

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、当社の株式を100%所有しております。なお、イオン株式会社は純粋持株会社であり、当社と同社との間には、ブランドロイヤルティ契約に基づく取引があります。

親会社との取引条件については、当該取引の必要性に鑑み、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 50,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------|---------|---------|
| イ オ ン 株 式 会 社 | 18,100株 | 100.0% |

(注) 持株比率は自己株式（31,900株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2018年2月28日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|---------|--|
| 取 締 役 会 長 | 加 栗 章 男 | マックスバリュ西日本(株)代表取締役社長 |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 宮 宇 地 剛 | 商品本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 七 宮 隆 | 開発本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 野 崎 龍 彦 | 経営管理本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 大 和 保 公 | 営業本部長 |
| 取 締 役 | 梅 津 雅 浩 | 営業企画本部長 |
| 取 締 役 | 川 原 道 正 | 生鮮食品商品統括部長 |
| 取 締 役 | 平 尾 健 一 | (株)マルナカ、(株)大洋水産、(株)オリックス及び(株)マルナカ ツーリスト各代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 辻 雅 信 | イオンリテール(株)専務執行役員東北カンパニー支社 社長、(株)マルナカ取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 久 家 基 裕 | (株)マルナカ監査役、マックスバリュ九州(株)監査役 |
| 監 査 役 | 山 路 泰 之 | (株)マルナカ常勤監査役 |
| 監 査 役 | 河 本 昌 彦 | イオン(株)財務部、(株)マルナカ監査役 |

(注) 1. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動

- (1) 2017年5月26日開催の第64期定時株主総会において、河本昌彦氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

- (2) 2017年5月26日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、監査役戸端正樹氏は辞任いたしました。
- (3) 2018年1月26日付取締役会決議により、2018年2月1日をもって、取締役宮宇地剛氏が代表取締役社長に選定され、就任いたしました。
- (4) 2018年2月1日をもって、取締役辻雅信氏は代表取締役を辞任いたしました。
2. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

| 氏名 | 地 位 及 び 担 当 | | 異動年月日 |
|---------|-------------|-----------------|-----------|
| 宮 宇 地 剛 | 新 | 代表取締役社長 兼 商品本部長 | 2018年2月1日 |
| | 旧 | 取締役商品本部長 | |
| 辻 雅 信 | 新 | 取締役 | 2018年2月1日 |
| | 旧 | 代表取締役社長 | |

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|-------|---------|-------|
| 取 締 役 | 7名 | 110 |
| 監 査 役 | 2名 | 13 |
| 合 計 | 9名 | 123 |

- (注) 1. 第59期定時株主総会において、取締役報酬総額年額1億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 第59期定時株主総会において、監査役報酬総額年額2,200万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における業績報酬引当金繰入額 39百万円 (取締役7名)
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額 9百万円 (取締役・監査役8名)
4. 期末の役員数は、取締役9名、監査役3名であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-------------------------|----|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 17 |

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の付議議案とすることといたします。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役の互選によって定めた監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬等の額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要及び運用状況の概要

2012年2月25日の取締役会で定めた、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）を2015年4月22日の取締役会で一部改定いたしました。

内部統制システムの基本方針

会社法及び会社施行規則に基づき、次の通り、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社の企業理念及びイオングループが共有する「イオン行動規範」を全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築していく。
- ② 内部統制システムの運用状況は、定期的に取り締役に報告する。

(2) 情報保存管理体制

重要な会議の議事録は、事務局によって作成され、関連資料とともに保存する。また、決裁書は立案者によって保存・管理する。

(3) リスク管理体制

- ① リスク担当取締役を定め、全社横断リスクについては総務部を主管とし、各業務部門のリスクはそれぞれ管理責任者を定める。更に代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制を構築する。不測の事態に対しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスクレベルに応じ迅速な対応を行う体制を整備する。
- ② 取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規定の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ③ 財務報告に係る内部統制制度（いわゆる J-SOX 法）の構築に取り組んでいく。

(4) 効率的職務執行体制

- ① 常勤取締役及び主な部長職で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に係る個別経営課題を迅速に解決していく。経営会議は、定期開催以外に必要なに応じ適宜開催する。

- ② 取締役会は月1回開催し、経営会議での重要な課題、経営方針、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務執行状況を監督する。取締役会は、定期開催以外に必要に応じ適宜開催する。
- ③ 職務責任権限規程により、各職位の職務及び権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

(5) 監査体制関連事項

- ① 内部監査部門は監査役の職務の補助を行い、監査役の補助業務について誠実に職責を果たすものとし、内部監査部門の異動については監査役の同意を必要とする。
- ② 当社を対象とした内部監査、内部統制の状況、内部通報の内容は定期的に監査役に報告する。ただし当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス上の重要な事項等については、すみやかに監査役に報告する。なお、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用等の処理を行う。
- ④ 監査役、代表取締役並びに各取締役と監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。

内部統制システムの運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

イオン行動規範に基づき、当社の役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上に継続して取り組みました。また、内部通報制度「イオン行動規範110番」の運用により、問題の早期発見と防止に努めております。なお、内部統制システムの運用状況の概要については、2017年11月24日開催の取締役会において中間報告を行いました。

(2) 情報保存管理体制

文書管理規程に基づき、重要会議の議事録及び取締役が決裁した決裁書面については適正に管理・保存しております。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会を毎月1回開催し、毎月の定例報告と重点管理リスクの報告及び情報共有を行いました。また、災害発生時のリスク軽減のため、従業員の安否確認訓練及び地震防災訓練の実施と評価を行いました。

(4) 効率的職務執行体制

経営会議を毎月2回、取締役会を毎月1回定期開催し、所定の事項の審議により効率的な意思決定を行うとともに、適宜職務執行状況の報告を行いました。また、規程類の制定・改定を適宜実施し、職務遂行の円滑化を図っております。

(5) 監査体制

内部監査部門による店舗監査を38店舗実施したほか、イオン(株)グループ経営監査室による内部統制点検を適宜受けております。また、監査役及び会計監査人との間で随時意見交換を行いました。

(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2018年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|----------------------|----------------|
| 【資産の部】 | | 【負債の部】 | |
| 流動資産 | 11,186 | 流動負債 | 36,382 |
| 現金及び預金 | 2,265 | 買掛金 | 7,615 |
| 売掛金 | 857 | 短期借入金 | 8,000 |
| 商品 | 4,513 | 一年内返済長期借入金 | 13,354 |
| 未収入金 | 3,150 | 未払金 | 2,000 |
| 前払費用 | 61 | 未払費用 | 1,175 |
| 繰延税金資産 | 293 | 未払法人税等 | 655 |
| その他 | 45 | 未払消費税等 | 344 |
| 固定資産 | 62,583 | 預り金 | 2,128 |
| 有形固定資産 | 58,910 | 賞与引当金 | 470 |
| 建物 | 13,179 | 役員業績報酬引当金 | 39 |
| 構築物 | 785 | 閉店損失引当金 | 10 |
| 機械装置 | 958 | 設備未払金 | 535 |
| 車両運搬具 | 0 | その他 | 52 |
| 工具器具備品 | 2,146 | 固定負債 | 26,298 |
| 土地 | 41,820 | 長期借入金 | 23,505 |
| 建設仮勘定 | 18 | 退職給付引当金 | 1,504 |
| 無形固定資産 | 44 | 役員退職慰労引当金 | 53 |
| ソフトウェア | 20 | 長期預り保証金 | 718 |
| その他 | 24 | 資産除去債務 | 509 |
| 投資その他の資産 | 3,629 | その他 | 7 |
| 投資有価証券 | 498 | 負債の部合計 | 62,681 |
| 長期貸付金 | 6 | 【純資産の部】 | |
| 長期前払費用 | 104 | 株主資本 | 10,840 |
| 差入保証金 | 644 | 資本金 | 25 |
| 繰延税金資産 | 2,367 | 利益剰余金 | 25,917 |
| その他 | 7 | その他利益剰余金 | 25,917 |
| 資産の部合計 | 73,770 | 固定資産圧縮積立金 | 425 |
| | | 別途積立金 | 7,858 |
| | | 繰越利益剰余金 | 17,632 |
| | | 自己株式 | △15,101 |
| | | 評価・換算差額等 | 248 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 248 |
| | | 純資産の部合計 | 11,088 |
| | | 負債の部及び純資産の部合計 | 73,770 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 122,872 |
| 売上原価 | | 91,537 |
| 売上総利益 | | 31,334 |
| その他の営業収入 | | 1,693 |
| 営業総利益 | | 33,027 |
| 販売費及び一般管理費 | | 30,228 |
| 営業利益 | | 2,798 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 4 | |
| その他の | 79 | 83 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 204 | |
| その他 | 11 | 215 |
| 経常利益 | | 2,667 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 782 | |
| その他 | 10 | 792 |
| 税引前当期純利益 | | 1,875 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,049 | |
| 法人税等調整額 | △301 | 747 |
| 当期純利益 | | 1,127 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年3月1日から2018年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 評価・換算差額等 | | 純 資 産 計 合 計 | | |
|-----------------------------|---------|----------------------|--------------|------------------|------------------|----------|------------|----------------|--|--------|
| | 資 本 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 | | その 他 有 価 証 券 評 差 額 金 換 差 合 算 等 計 | |
| | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 25 | 425 | 7,858 | 16,505 | 24,790 | △15,101 | 9,713 | 227 | 227 | 9,941 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | 1,127 | 1,127 | | 1,127 | | | 1,127 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額） | | | | | | | | 20 | 20 | 20 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | — | — | — | 1,127 | 1,127 | — | 1,127 | 20 | 20 | 1,147 |
| 当 期 末 残 高 | 25 | 425 | 7,858 | 17,632 | 25,917 | △15,101 | 10,840 | 248 | 248 | 11,088 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

生鮮以外の商品については、主として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

生鮮食品は、最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

| | | |
|----------|---|--------|
| 建 | 物 | |
| (営業店舗) | | 20年 |
| (建物附属設備) | | 3～18年 |
| 構 | 築 | 物 |
| | | 10～20年 |
| 機 | 械 | 装 |
| | | 置 |
| | | 3～17年 |
| 工 | 具 | 器 |
| | | 具 |
| | | 備 |
| | | 品 |
| | | 2～20年 |

無形固定資産：定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金：従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

役員業績報酬引当金：役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

閉店損失引当金：店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉店により合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

| | | | | |
|------------|---|---|---|---------------|
| 担保に供している資産 | 建 | 物 | 等 | 6,998百万円 |
| | 土 | | 地 | 26,312 |
| | 合 | | 計 | <u>33,310</u> |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|---------------|---|---|---|---|-------|
| 上記に対応する債務 | 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 2,639百万円 | | | | | |
| | 一 | 年 | 内 | 返 | 済 | 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 7,251 |
| | 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 17,152 | | | | | |
| | 合 | | | | 計 | <u>27,043</u> | | | | | |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。）

41,366百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 0百万円 |
| 短期金銭債務 | 169百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------|--------|
| 営業費用 | 309百万円 |
|------|--------|

(2) 減損損失

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失782百万円を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

| 用途 | 種類 | 場所 | 件数 | 金額 |
|----|---------|-----|----|-----|
| 店舗 | 土地及び建物等 | 岡山県 | 11 | 533 |
| 店舗 | 土地及び建物等 | 大阪府 | 2 | 209 |
| 店舗 | 土地 | 兵庫県 | 1 | 29 |
| 店舗 | 建物等 | 広島県 | 1 | 9 |
| 合計 | | | 15 | 782 |

② 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである店舗の資産グループ、閉店等の決議による店舗の資産グループ及び市場価格が著しく下落した資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の金額

(単位：百万円)

| 種類 | 金額 |
|-----|-----|
| 土地 | 236 |
| 建物 | 325 |
| その他 | 219 |
| 合計 | 782 |

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額のうち正味売却価額は、主として固定資産税評価額等により算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

① 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 50,000株 | －株 | －株 | 50,000株 |

② 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 31,900株 | －株 | －株 | 31,900株 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

① 流動の部

繰延税金資産

| | |
|----------|--------|
| 賞与引当金 | 162百万円 |
| 未払事業税 | 54 |
| その他の | 76 |
| 繰延税金資産合計 | 293 |

② 固定の部

繰延税金資産

| | |
|----------|----------|
| 有形固定資産 | 3,609百万円 |
| 退職給付引当金 | 515 |
| 資産除去債務 | 174 |
| その他の | 55 |
| 繰延税金資産小計 | 4,354 |
| 評価性引当額 | △1,595 |
| 合計 | 2,759 |

繰延税金負債

| | |
|------------------|--------------|
| 固定資産圧縮積立金 | 222百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 129 |
| その他の | 39 |
| <u>繰延税金負債合計</u> | <u>391</u> |
| <u>繰延税金資産の純額</u> | <u>2,367</u> |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の内訳

| | |
|--------------------------|--------------|
| 法定実効税率 | 34.4% |
| (調整) | |
| 住民税均等割 | 0.3 |
| 評価性引当額の増減 | 4.5 |
| その他 | 0.5 |
| <u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u> | <u>39.8%</u> |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年2月28日（当期の決算日）現在の主な金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差 額 |
|------------------------------|-------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 2,265 | 2,265 | — |
| (2) 売掛金 | 857 | 857 | — |
| (3) 未収入金 | 3,150 | 3,150 | — |
| 資産計 | 6,273 | 6,273 | — |
| (4) 買掛金 | 7,615 | 7,615 | — |
| (5) 未払金 | 2,000 | 2,000 | — |
| (6) 預り金 | 2,128 | 2,128 | — |
| (7) 設備未払金 | 535 | 535 | — |
| (8) 短期借入金 | 8,000 | 8,000 | — |
| (9) 長期借入金 (一年内返済長期借入金を含む) | 36,859 | 36,797 | 62 |
| 負債計 | 57,139 | 57,077 | 62 |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 預り金、(7) 設備未払金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、岡山県その他の地域において、賃貸用の建物（土地含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価 |
|----------|-------|
| 8,303 | 8,077 |

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|------------------|---------------------------|------------------|-------------------------------------|--------|-------------|--------------|
| 親会社の子会社 | 株式会社マルナカ | — | 債務被保証 | 当社銀行借入に対する債務被保証 (注1) | 133 | — | — |
| 親会社の子会社 | イオンクレジットサービス株式会社 | — | クレジット及び電子マネー業務委託 | クレジット債権 電子マネーの売上 金の譲渡 (注2) | 61,134 | 売掛金 未収入金 | 615 2,094 |
| | | | | 電子マネーの預り (注2) | 32,419 | 預り金 | 1,570 |
| 親会社の子会社 | イオンリテール株式会社 | — | 商品の仕入 | 商品の仕入高 (注3) | 4,599 | 買掛金 | 492 |

(注1) 当社の銀行借入に対して、株式会社マルナカより債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) クレジット、電子マネー売上については、売上債権（商品代＋消費税）をもって譲渡しており、取引については一般的な取引条件を参考に契約により決定しております。

(注3) 取引金額については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 612,651円03銭

(2) 1株当たり当期純利益 62,280円98銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、発行済株式総数から自己株式を控除した株数にて算定しております。

独立監査人の監査報告書

2018年4月9日

株式会社山陽マルナカ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 美馬 和 実 ㊤

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 中田 明 ㊤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陽マルナカの2017年3月1日から2018年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私たち監査役は、第65期監査方針に基づき、次のとおり監査を行いました。

常勤監査役久家基裕は、取締役及び内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の基本方針に関して、取締役及び内部監査担当その他使用人から定期的または随時、その状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

非常勤監査役山路泰之及び河本昌彦は、取締役及び内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会に出席し、必要に応じて議案に関して質問及び意見を述べました。また、取締役会前に監査役全員及び内部監査担当が参加する監査役ミーティングを実施し、常勤監査役から重要会議の内容の報告及び監査の状況の報告を受け、また内部監査担当から内部統制の整備・運用の状況について報告を受け、意見交換を行うとともに、その他必要に応じて情報交換等を行い、連携に努めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2018年4月14日

株式会社山陽マルナカ

| | | |
|--------------|---------|---|
| <u>常勤監査役</u> | 久 家 基 裕 | ㊟ |
| <u>監 査 役</u> | 山 路 泰 之 | ㊟ |
| <u>監 査 役</u> | 河 本 昌 彦 | ㊟ |

以 上